

JR美祿線利用助成事業について

JR美祿線利用促進協議会では、平成25年度においてJR美祿線利用促進の一環として、JR美祿線利用に係る助成事業を実施します。この機会にJR美祿線に乗りいただき、助成事業についても利用ください。

●JR美祿線回数乗車券購入補助金

JR美祿線を含んだ区間の回数乗車券の購入者に対し、購入費用の一部を補助
補助対象…回数乗車券（JR厚狭駅からJR長門市駅までの区間を対象）
補助率…100分の20
申請書添付書類…購入した回数乗車券の表紙



●JR美祿線定期券購入補助金

JR美祿線を含んだ区間の通勤定期券の購入者に対し、購入費用の一部を補助
補助対象…通勤定期券（JR厚狭駅からJR長門市駅までの区間を対象）
補助額…交付要綱に規定する補助額
申請書添付書類…有効期間の満了した定期券（内容確認後、ご本人へ返却します）

●JR美祿線社会学習利用助成事業補助金

JR美祿線を活用した社会学習を実施する学校に対し、事業経費の一部を補助
補助対象…学校が実施するJR美祿線を活用した社会学習
補助額…JR厚狭駅からJR長門市駅までのJR美祿線区間の乗車券購入額
申請書添付書類…領収書等の乗車券購入を証明する書類、社会学習実施写真

●JR美祿線団体利用者乗車券購入補助金

JR美祿線を利用する団体に対し、購入費用の一部を補助
補助対象…10人以上の団体が購入したJR美祿線の区間を含む乗車券
補助率…100分の50（1人片道400円を上限とする）
申請書添付書類…領収書等の乗車券購入を証明する書類

●JR美祿線イベント支援事業補助金

JR美祿線を活用した地域活性化イベントの主権者に対し、事業経費の一部を補助
補助対象…JR美祿線沿線住民へ周知し、JR美祿線乗車による集客を行うイベント
補助率…イベント開催経費の100分の50（10万円を上限とする）
申請書添付書類…イベントチラシ、イベント実施写真



問合せ先 地域情報課 [☎0837(52)1128]

今年も『やきとり列車』を運行します。

第2回鉄旅オブザイヤーグランプリを受賞した『やきとり列車』が、今年もJR美祿線を運行します。やきとりとお酒を味わいながら、のどかなJR美祿線の車窓を楽しんでみてはいかがでしょうか。

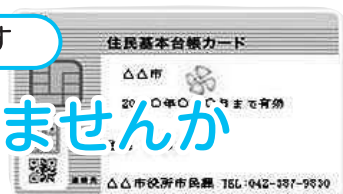
- 旅行期間 7月20日(土)～7月21日(日) ※秋にも第二弾を開催予定
- 発着地 JR新山口駅
- 募集人数 90人（満員になり次第締切ります）
- 旅行代金 大人1人16,800円～、小人1人9,800円～
- イベント 主催JR美祿線利用促進協議会（地域情報課内） [☎0837(52)1128]
- 問合せ先 JTB中国四国山口支店 [☎083(924)2369]



顔写真付きの

身分証明書として役立ちます

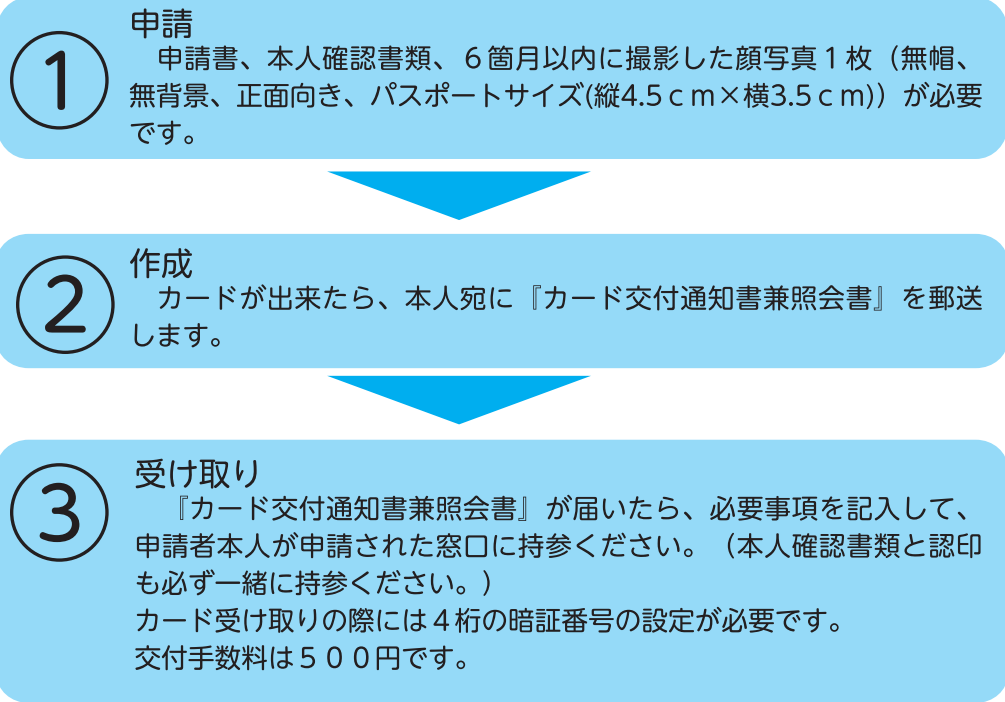
住民基本台帳カードを作りませんか



住基カードは「写真付き」と「写真なし」の2種類があり(どちらも手数料は500円)、「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として使用することができます。(平成25年7月8日固からは、外国人住民の人にも発行できます。)

写真付き住基カード発行の流れ

(申請から交付までは2週間程度かかります。)



運転卒業者の人は無料です!!

美祢市民で運転免許証を自主返納した人には「写真付き住基カード」を無料で交付しています。カード申請の際には『運転卒業者サポート手帳』と認印、証明用写真(1枚)等が必要です。

また、住基カードに電子証明書をプラスすると、電子申請を利用した確定申告(e-Tax)ができるようになります。電子証明書の手数料には別途500円が必要です。

住民票の写し・戸籍謄本等の不正取得防止のために

別世帯の人が、代理で住民票の交付請求や住所移動の手続きをされる場合、請求者本人の意思確認のために委任状(請求者本人が書いた書面)の提出を求めています。不正な請求を防止し犯罪を抑止するため、ご理解をお願いします。

ご存知ですか? 「本人通知制度」

市では、住民票の写し・戸籍謄本等を第三者に交付した時、事前に登録をされた人に対しその事実をお知らせする「本人通知制度」を実施しています。戸籍等の交付事実を本人が早期に知ることにより、不正請求であった場合の早期発見が可能となり不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

○登録できる人

- 美祢市に住民登録をされている(いた)人
- 美祢市の戸籍に記載されている(いた)人

○登録手続きに必要なもの

1. 認印
2. 窓口に来られる人の本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等官公署の発行した証明書や健康保険証など)

※詳しい内容や、代理人又は法定代理人が申し込む場合は、市民課まで問い合わせください。